

# インパルス チーム規約書

インパルス（以下「チーム」）の規約を次のように定める。

## 第1章 総則

### 第1条 [契約]

1. チーム代表者（以下「甲」）と選手（以下「乙」）は本規約の内容に合意したのち、契約書（原本）への直筆署名をもって契約を締結する。
2. 本契約締結の証として、原本と控えを作成する。原本を甲が保有し、控えを乙が保有するものとする。
3. 乙は内容を家族（相続権や親権を有する）にも周知し、了承が得られない場合は契約しない。

## 第2章 チーム

### 第2条 [趣旨と設立]

1. チームは2012年12月1日に設立した自転車競技を目的とした団体である。
2. チームで活動する意義は、お互いの目標に向かって協調し支えあうことである。他のチームや個人とも敬意応援する気持ちを忘れてはならない。
3. 活動目的は、自転車競技を通じて己の身体能力と精神力、技術の向上をはかることである。そして、社会秩序やいわゆるスポーツマンシップを遵守することを前提とし自由に楽しむことである。
4. 競技に参加する意義は、日頃の鍛錬の結果を確かめる場と考える。

### 第3条 [名称と肖像]

1. チームは「インパルス」と称する。
2. 乙は各種競技へ参加する際、この名称を使用する。甲の許可なく別の名称に変更することは認めない。
3. チームのイメージは許可なく変更することは認めない。ロゴなどを自己の情報発信に用いたい場合は代表に依頼し受領する。チームのイメージを統一することに協力する。
4. チームが使用するイメージを利用して、独自の物またはデザインを作製することを認めない。

### 第4条 [運営体制]

1. インパルス代表者、ロードバイクリーダー兼務 1名とする。  
マウンテンバイクリーダー 1名とする。  
運営マネージャーグループ 6名とする。
2. 所在地は 愛知県岡崎市 である。
3. 運営方針はマネージャーグループ複数名で協議し決定する。選手からのアイデア等の提案も積極的に受け付け検討する。

### 第5条 [会期]

1. 4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第6条 [運営]

1. 運営による利益を追求してはならず、乙が活動しやすい環境を整えることを優先する。
2. チームは乙に対して、いわゆるチームオーダーを出してはならない。
3. 運営の補助役・協力者として、競技に参加しないメンバーを設定する場合がある。
4. チーム内での連絡や通知は、主にメンバー専用の Web ツールを活用する。
5. 運営が様々な事情で困難となった場合、チーム活動を中断もしくは解散、他者に代表等を継承する場合がある。

## 第7条 [会計]

1. 会計は甲が兼務する。
2. 会計の記録（通帳記入など）は甲が管理する。
3. 会計には次の口座を用いる。ゆうちょ銀行(機関コード9900) 記号12130 番号64236431 名義インパルス

## 第8条 [年会費と運営費]

1. 一般会員は1000円（23歳以下500円）、実業団登録者は2000円（23歳以下0円）とする。これは運営状況などにより改定する場合がある。
2. 会期中で年会費を値上げしても、すでに支払い済みの乙からの追徴金は発生しない。
3. 会期中の加入は、年会費を月割りにし支払う。
4. 納めた年会費はいかなる場合でも返金しないものとする。
5. 運営費用は年会費とユニフォーム販売費の一部、スポンサー費などから捻出される。運営費用は、チーム登録費や資産購入費用（ウェア、機材など）、飲料や食事、選手獲得費用、その他事務通信交通費、各種手数料などである。運営費用とチーム資産は適切に管理する。
6. チーム運営が安定するまでの期間、赤字分を甲がチーム口座へ無金利で貸与する。

## 第9条 [入会と退会]

1. 入会は本規約をもとに契約を締結し、甲および運営マネージャーから加入を認められた者とする。
2. 乙はユニフォームを購入し、第7条1にある年会費を支払わなければならない。
3. 未成年者は保護者の同意を得る。（直筆署名の上）
4. 退会は3月31日までに退会申請書を甲へ提出した者に限る。提出が無い場合は翌年も継続となる。
5. 会期中であっても甲は乙を強制退会、またはチームでの活動停止をさせることができる。この場合、練習や競技中、インターネット上などで規約や法律・条例、社会的マナーなどから逸脱した行為や言動がみられた場合、チーム内外で問題を起こした場合などに甲が判断し決定する。

## 第10条 [ユニフォーム]

1. 競技ではチームで定めたウェア上下を着用する。その他、練習などでの着用は自由とする。
2. メンバー以外が着用することは禁止する。メンバー以外に貸出または譲渡することも許可しない。
3. 購入は在庫の中から選ぶものとする。在庫が無い場合、最低発注枚数が決まっているため、注文がまとまるまで待つ場合がある。急ぐ場合はウェア作製会社の定める別料金を支払うことで発注可能となる場合がある。
4. ユニフォームの改造および独自の作製は認めない。
5. デザインは特別な事情が無い限り2年間に変更しない。製作会社変更や細かな仕様変更は必要に応じて実施する。

## 第2章 活動

### 第11条 [競技への参加]

1. 実業団競技への参加申し込みは甲が取りまとめておこなう。
2. 実業団以外の競技への参加申し込みは乙がおこなう。
3. 各競技の趣旨と規定を理解し、マナーを守って参加する。
4. 競技に参加する際、必ずチーム名称でエントリーしチームユニフォームを着用する。
5. 競技への参加や結果などは可能な限り Web でメンバーに報告し共有する。
6. 他チームや団体での活動（掛け持ち）は原則禁止とする。ただし学連やショップ、走行会等の集団での活動は一部認める場合があるため、必ず代表に相談し許可を得られた場合のみ活動する。活動途中で当初の合意内容と状況の変化があった際は、再度相談し合意が得られなければ許可の取り下げとなる。

7. 広報的観点から、メンバー以外の有力選手にチーム資産のユニフォームを貸出し大会にスポット参戦することを認める場合がある。この場合、メンバー（期間限定）とし本規約の一般的事項が適用される。

#### 第12条 [事故について]

1. 競技における事故は主催者が定めた取り決めにより処理する。
2. 公道における事故は、交通事故として警察に通報して処理する。
3. 個人の責任の下、生命・障害・賠償責任を十分に補える内容の保険に加入すること。

#### 第13条 [安全への取り組み]

1. チームとして活動（練習から競技全般）するにあたり心身ともに健康で安全な状態（薬剤の影響下、飲酒を含む）で取り組むこと。健康で安全な状態か判断が困難な場合には医師の診察を受けること。その他、心配する事項がある場合は甲に相談する。
2. 故意の危険行為（相手を威嚇する言動も含む）、挑発行為、相手の気分を害する態度を慎む。

### 第3章 その他

#### 第14条 [個人情報の取り扱い]

チームは乙を識別できる情報と活動中に得た情報について以下のように取り扱う。

1. 競技や練習会などで撮影された写真や映像、氏名、年齢、競技結果、申告内容などは、住所や連絡先を除いて広報目的で取り扱う場合がある。
2. 連絡先の交換は Web ツールで各自責任においておこなう。
3. 上記1.2.以外で、乙の個人情報を許可なく他の個人や企業、組織団体に開示することはない。

#### 第15条 [免責]

1. 甲、乙、その他のメンバーによる責任は個人のものとし、チームは一切の責任を負わないものとする。
2. データへの不正アクセスなど不測の事態により生じた損害などチームは一切の責任を負わないものとする。また必要に応じて警察への捜査に協力し適切に処理する。

#### 第16条 [本規約の改定]

1. チームは運営の状況を鑑み、規約内容を変更する場合がある。この場合、甲から乙に通知し完了する。
- 2.

2013年4月1日制定

2015年4月1日一部改定

2016年4月1日一部改定

2020年4月1日一部改訂

IMPULSE  
CYCLINGTEAM

以上